

国会公契第21号
国官技第352号
国営計第123号
令和6年12月20日

各地方整備局 総務部契約管理官
企画部技術開発調整官 殿
営繕部長

大臣官房 会計課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整室長
官庁営繕部計画課長
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領における指名基準に係る技術的難易度等の運用について」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領における指名基準に係る技術的難易度等の運用について（平成14年3月29日付け国地契第63号、国官技第404号、国営計第221号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
一般土木工事及び建築工事				一般土木工事及び建築工事			
条項等	等級区分	予定価格	技術的難易度	条項等	等級区分	予定価格	技術的難易度
第16 二関係	B	<u>4億9,000万円未満</u>	I～II	第16 二関係	B	<u>4億5千万円未満</u>	I～II
第16 三関係	B	B等級に認定されている者のみでは、競争性を確保した上での適切な施工が見込めない工事		第16 三関係	B	B等級に認定されている者のみでは、競争性を確保した上での適切な施工が見込めない工事	
	C	<u>2億4,000万円以上</u>	III～VI		C	<u>2億円以上</u>	III～VI
電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事				電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事			
条項等	等級区分	予定価格	技術的難易度	条項等	等級区分	予定価格	技術的難易度
第16 二関係	A	<u>3億3,000万円未満</u>	I～II	第16 二関係	A	<u>3億円未満</u>	I～II
第16 三関係	B	<u>1億8,000万円以上</u>	IV～VI	第16 三関係	B	<u>1億5千万円以上</u>	IV～VI

附 則

この通知による改正後の「工事請負業者選定事務処理要領における指名基準に係る技術的難易度等の運用について」は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の工事請負業者選定事務処理要領に係る事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日を過ぎてしまったもの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。